

小矢部市電力等利用事業者電気料金支援金に関するQ&A

最終更新：令和4年11月9日（水）

Q 1 事務所の電気料金について、高圧・低圧の両方に係るものがありますが、全て支援金の対象となりますか。

A 1 高圧による受電分の電気料金のみ対象となります。

Q 2 小矢部市外の事業所の電気料金も対象となりますか。

A 2 対象となりません。

Q 3 事務所を賃借しており、電気料金については相当額を賃貸主に支払っている場合、支援金の対象となりますか。

A 3 小売電気事業者との契約がないので、対象となりません。

Q 4 令和3年は、A事業とB事業を行っていたが、令和4年から事業縮小しA事業のみ行っている。この場合、A事業部分のみ年間影響額の対象としてよいか。

A 4 年間影響額は、事業者単位で計算するため、A事業及びB事業を合算する必要があります。

（R4.11.9 追加）

Q 5 支援金の振込口座の名義は、申請者名と異なってもよいですか。

A 5 振込口座は、必ず申請者名義としてください。

Q 6 電気料金の9月使用分とは、料金の請求月のことを指すのですか。

A 6 9月使用分とは、実際に電気を使用した月のことを指し、電気料金の請求月とは異なります。

電気料金の請求明細には「ご使用期間」、「2022年●月分電気料金」「料金算定期間」などと記載されていますので、ご確認をお願いします。

Q 7 年間影響額を算定するための電気料金請求書等を紛失したのですが、通帳の振替記録などをもとに申請することができますか。

Q 8 通帳の記録では電気料金の詳細がわからないので、申請できません。書類の再発行について、小売電気事業者にご相談ください。

Q 9 A施設とB施設の運営をしており、A施設については、「小矢部市が交付する類似の補助金等」の交付を受けました。B施設について電気料金支援金の対象となりますか。

A 9 「小矢部市が交付する類似の補助金等」の交付を受けた事業者は、対象となりません。